

一般社団法人 理学療法科学学会

定 款

平成18年11月20日	定款作成
平成18年11月20日	定款認証
平成18年12月 8日	法人設立
平成21年 4月 1日	一般社団
平成22年 4月17日	定款改正
平成25年 4月20日	定款改正

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 理学療法科学学会 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を 東京都豊島区巣鴨 1 丁目 2 4 番 1 2 号 に置く。

(目的)

第 3 条 当法人の目的は次のとおりです。

本会は、理学療法に関する科学の進展と知識の普及を図り、学術文化の発展に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術大会、研修会等の開催
- (2) 会誌、図書等の発行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(基金の総額)

第 4 条 当法人の基金の総額は、金 3 0 0 万円とする。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、ウェブページに掲載して行う。

<http://spts.jpn.com/>

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 6 条 拠出された基金は、法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 7 条 基金の拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第2章 社員（会員）

（定義）

第8条 当法人の正会員を社員とする。

（種別）

第9条 本会の会員は、次のとおりとする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営及び活動を推進する個人
- （2）一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参画できる個人
- （3）名誉会員 理学療法科学の進展に対して多大の寄与をなした者で、代表理事が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、総会で承認された者
- （4）賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人

（入社）

第10条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、または、ホームページ上より必要なデータを入力し、当法人へ所定の情報を送信して申込をしなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

（経費の負担）

第11条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負うものとする。

- （1）正会員及び一般会員 年額 5,000円
 - （2）賛助会員 年額 10,000円以上
- 2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
 - 3 本会員の会費は、社員総会において定める。
 - 4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

（退社）

第12条 会員はいつでも退社（以下「退会」という。）することができる。会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を代表理事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合のほか、会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
 - （1）退会したとき
 - （2）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。
 - （3）死亡したとき

(4) 除名されたとき

(除名)

第13条 正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって、会員の除名をすることができる。この場合において、当法人は、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項前段の決議をするには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(社員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都板橋区栄町23番7号

社員 丸山 仁 司

山梨県南都留郡富士河口湖町船津7390番地3

社員 今 泉 寛

第3章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

2 社員総会は、本定款第8条の正会員をもって組織する。

(社員総会の議決事項)

第17条 社員総会は、この法令・定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務の関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

(招集)

第18条 社員総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集は、理事が数人あるときは、その過半数で決する。
- 3 社員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
- 4 前項のほか、法律の定めにより社員が招集請求をすることができる。

(招集通知)

第19条 社員総会の招集は、少なくとも1週間以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面若しくは電磁的方法をもって通知する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、社員総会のつど、出席正会員のうちから選任する。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は代理人として表決を委任することができる。当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。

(議決権)

第22条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(会員への通知)

第23条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第4章 理事、理事会及び監事

(役員)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会において評議員の中よりその候補者を選出し、社員総会で選任する。

(任期)

第27条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、正当な事由があるときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、決議をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(代表理事)

第29条 理事が数人あるときは、当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3 理事は、理事会を組織して、法令・定款に定めるもののほか、社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

(監事の職務)

第30条 監事は、法令に定める事項の他、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、社員総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または社員総会を招集すること。
- 2 監事は、理事会、社員総会又は評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(理事及び監事の報酬)

第31条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(理事会の招集等)

第32条 理事会は、適宜代表理事が招集する。ただし、代表理事が必要と認めたとき又は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を請求されたときは、代表理事は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会の招集しなければならない。

2 理事会の議長は、代表理事とする。

(理事会の定足数等)

第33条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。ただし、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第34条 本会に、1名以上100名以内の評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から社員総会で選任する。

3 評議員には第27条の理事に関する規定及び第28条の理事に関する規定を準用する。この場合には、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第35条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、代表理事に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第 36 条 本法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長 1 名のほか所要の職員を置く。
- 3 職員は、代表理事が任免する。

(評議員会)

第 37 条 次に掲げる事項については、理事会において社員総会に付託する前にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 評議員会に名誉会員が出席して意見を述べることができる。

(評議員会の招集等)

第 38 条 評議員会は、毎年 1 回代表理事が招集する。ただし、評議員の現在数の 3 分の 1 以上からの会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 20 日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員の定足数等)

第 39 条 評議員会は、評議員会の現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。

- 2 第 33 条 1 項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 資産

(資産の構成)

第 41 条 本会の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 42 条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 本会の資産は、代表理事が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て、定期預金とする等確実な方法により、代表理事が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 44 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び社員総会の決議を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 45 条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 47 条 本会の収支決算は、代表理事が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の決議及び社員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 48 条 本会が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 49 条 第 44 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及社員総会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款変更

(定款の変更)

第 50 条 定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

第 9 章 解散

(解散)

第 51 条 本会の解散は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併により本一般社団法人が消滅する場合）
- (3) 社員が 1 名となったこと

(4) 破産手続開始の決定

(5) 解散を命ずる裁判

2 本条前(1)の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人の解散に伴う残余財産の帰属については、社員総会の決議による。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成19年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第54条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の理事及び監事)

第55条 設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

東京都板橋区栄町23番7号

理事 丸山 仁 司

山梨県南都留郡富士河口湖町船津7390番地3

監事 今 泉 寛

(その他)

第56条 この定款に規定のない事項は、一般社団法人法その他の法令によるものとし、法令・定款にない部分については、別途社員総会で規定するところによるものとする。